

遠隔手話サービスの運用を拡大します

耳のきこえない人が円滑に行政サービスを利用できるよう、遠隔手話サービスの運用を拡大します。

従来の遠隔手話通訳サービスは、本庁舎内に設置した専用タブレット端末のみの利用が可能で、外部施設では利用できないという課題があり、さらに職員向け手話研修会において、利用環境の拡充を求める声があったことを踏まえ、検討を進めてきました。

今回、職員に配布しているクラウド系端末のビデオ通話機能を活用することで、新たな費用負担を伴うことなく、利用可能な環境を拡大するものです。

1 開始時期 7月1日（水）より

2 対応可能時間 平日開庁日9時～17時

3 運用拡大のポイント

（1）対面手話通訳を補完する手段として活用

（2）本庁舎に加え、支所及び一部の外部施設でも利用可能

（3）職員が日常的に使用している端末を活用

（4）新規の機器購入や追加費用は不要

4 利用条件

（1）窓口職員による手話又は筆談での対応が難しい場合

（2）通訳者の派遣が間に合わない場合

（3）緊急を要する場合

5 対象となる利用場面（想定）

（1）本庁舎窓口

（2）市が所管する一部の外部施設（支所、市民サービスセンター、水道局など）

（3）災害時に避難所等で、対面による手話通訳者の確保が難しい場面

本件に関するお問い合わせ先

障害福祉課 福祉サービス係

電 話 内線 / 84-2104

外線 / 027-220-5711